

莊園と水運 (その一)

——北九州・遠賀川流域莊園を中心として——

恵 良

宏*

A study based on the documents of River transportation in the Manorial system.

——with special reference to the manors in the Onga-gawa (遠賀川) basin. —— by Hiromu Era

目 次

まえがき

第一章 中世における水運の発達と九州莊園

一、水運発達の条件と歴史

二、九州莊園と水運

第二章 遠賀川流域莊園の年貢輸送

第一節 遠賀川流域の地域的特質について

第二節 遠賀川流域の莊園

一、觀世音寺領莊園

1、碓井封、2、金生封(以下次号) 3、山鹿荘

二、六条八幡宮(醍醐寺)領莊園

三、高野山金剛三昧院領

四、その他

第三章 遠賀川流域莊園における水運の実態とその時代的推移について

あとがき

付録、莊園別関係史料

まえがき

寺社の莊園も多くそこからの年貢米が多量に運上されこれらの経済力を支えたが、これは遠賀川を利用する河川交通の発達に負うところが大きであった。この地の莊園については早くから学界に紹介され、研究されたものが多いが全域にわたるものは少ない。史料的にまとまった莊園もあり、深く追求された研究もあるが、全体として史料には恵まれない。ここでは水運関係を中心にとり上げるが、全く水運史料の見られない莊園もあり、単なる傍証史料にとどまるものも多いが、年貢輸送の面を主題に遠賀川流域ないし、所謂遠隔地莊園の特質を考えたい。

莊園制の研究は近年めざましいものがあり、地域的に深く掘下げた実証研究が行われている。その中で、莊園制下の年貢輸送の面は、史料の制約を大きく受けて余り進められていない。とくに陸上交通の未発達な中世前期はほとんど水運に依存していたのに、おそらく史料の点からであるが著しく不明な部分が多い。海運の研究は瀬戸内海をはじめとして比較的多いが、河川水運はなお少い。従って全国的な河川水運の実態をふまえたものではないが、一つの史料提供的な役割をもてば幸いであると考えらる。

第一章 中世における水運の発達と九州莊園

一、水運発達の条件と歴史

筑豊地方を流れる遠賀川の流域は古くから莊園が成立をみた。支流が多く、ま

たそれによって開析された小平野がひらけ古代から開発がすすみ、中央の貴族、

多数の島嶼から成るわが国では、古代から交通、運輸には水運が利用され、ま

* 宇部工業高等専門学校歴史教室

た発達してきた。陸上運輸と水運を比べれば、陸運が先ず道路を要したのに対し、水運は船舶さえあれば、陸上よりも自由に往来でき、かつ大量の物資を運送することが可能であった。島国であり、また山がちであったわが国では陸上交通は近世に至るまで困難であり、発達も遅れ、運輸の面ではつねに水運に頼ってきたといつて過言ではない。

日本の沿海は、日本海、太平洋側ともに荒海であるが、一般的に多くの半島や江湾によって形成される日本の地形は、自然の良港をうみ、水運には好都合であった。なかでも瀬戸内海は中国・四国・九州によって外海から遮断され、波浪は静穏で、また無数の島々が散在し、複雑な海岸線とともに格好な船どまりとなり、最もめぐまれた条件下にあった。また九州の沿岸は、瀬戸内海に続き比較的静穏で海岸線も複雑、島嶼も多く、一層水運には良好な環境となっていた。しかし北部九州沿海は、支界灘のように波浪が高く船舶の航行には少なからず困難を伴っていたが、外国船の往来もあり、最も重要な地域であったことは否めない。

一方河川は、大陸の河川に比べ、急流が多く交通には多くの制約がある。しかし、淀川を始めとして、木曾・利根川・富士川・信濃川など大河には早く舟運が見られた。河川について各地の湖沼にも水運に利用されたことは、琵琶湖を見ても明らかであろう。京都や奈良の様な政治的中心に隣接し、ほとんど内海と同様な役割と条件下にあった。この様な地理的条件下で日本においては、早く水運の発達が見られた。ここでその歴史的な流れを荘園制に移行する以前の律令制下の水運から概観する。

律令制下の交通の主体は、諸国から送られる国家貢納物であった。律令制度のあり方からすればきわめて画一的であり、制度化され固定化したものと考えられる。現在は、十世紀に下る「延喜式」に見られる様な交通、運輸の規定によってしか律令制下の状態は明らかにされないが、実態は違つたものであったかもしれない。

延喜式（主税上）によれば、北陸道では若狭国は勝野津から船で天津に運び、陸路京へ運ぶ。越前国は比叡湊、能登国は加嶋津、越中国は日理津、越後国は蒲原津、佐渡国は国津からそれぞれ海路で敦賀津まで運び、それより陸路をとって近江国鹽津に運送され、琵琶湖をへて天津に集められ、再び陸路京へ入った。山陽、南海、西海道の諸国は、与等津まで瀬戸内海の水路をとり、そこから陸路で

京に運んだ。但し、西海道諸国（九州）は、陸路で一旦大宰府まで運び、博多津から海路をとる定めであった。諸国には上で見られるように、国ごとに国津が指定されており、そこから貢納物が運上された。とくに瀬戸内海には、五泊の制が定められ、播磨の室から摂津の川尻の間に、韓泊、魚住泊、大輪田泊の三港が各々一日の行程として碇泊地とされた。大輪田泊はたびたび築港が行われ、港灣として重視されたことは著名である。

律令制では二百五十石から三百石を勝載の基準として、ほぼ挾抄一人、水手三人で五十石を運漕した。しかし、発達してきた荘園制の経済的交通はこの様な律令制の原則的、画一的な統制下においては異質であり、新たな水運の組織を必要とした。荘園の発展は律令制を衰退に導いたが、これに伴って荘園制による水運が発展することになるのである。

二、九州荘園と水運

十世紀以降、荘園制の発達によって各地に荘園が成立した。政治、文化の中心地であった畿内に最も濃密に分布するが、古来対外貿易の基地として繁栄した北九州の地域も荘園の多かつた地域である。九州荘園は、日本の荘園の中ではとくに畿内から遠隔地にあつたために、かなり特殊性を有するものが多い。一般的に九州の荘園と呼ばれる時と、特殊性をもつものとして取上げられる場合とでその性格を異にする。ここでは特別な意味をもつ名称として「九州荘園」を使用した。荘園は、その構造と年貢收取形態の上から、領主の近辺に所在する「膝下荘園」と遠隔地にある「遠隔地荘園」とに分類されている。九州荘園は辺境にあり、全体として後者に属するが、その中でも、九州に存在する寺社（宇佐八幡宮・弥勒寺・観世音寺・大宰府安楽寺など）が領主として多数の荘園を領有して、全国的に見てきわめて特異な現象を呈する。従つて九州荘園でも遠隔地荘園的性格をもつものは、中央権門寺社荘園ということになる。これらは辺境にあるという点から一般的な後進性を最大の特徴とし、領主からの遠隔性が年貢收取の上で重要な意味をもち、かつ大陸との交渉地にあつた事情からも日本荘園のもつ特殊性が浮彫されて来よう。水運の問題で取上げられるのはこうした遠隔地荘園と中央権門寺社との関係で最も明確に現われて来る。荘園制の水運において主体的位置を占めた年貢輸送が、中央領主に遠隔性を認識させ、九州荘園からの年貢

収取が荘園領主経済の中で重要な地位にあればある程、水運の実態も明らかとなる。地方寺社領が年貢輸送の史料をほとんど残さない点から考えれば、水運を考える場合に九州荘園を上述のように定義づけて使用することも許されよう。

九州荘園に対する中央荘園領主の欲求は十一世紀末から激化してくるが、大陸に近く、外国船の入港する地に位置する荘園の獲得が最大の狙いであった。元来、対外貿易は大宰府の所管で、その外港博多津（荒津）は公貿易によって発展した町であった。しかし十世紀以降、とくに天慶の乱以後、統制も緩み、大宰府官人の中には権力で以て中国商人の荷物を押収したり、私服を肥やすものもわれ、次第に私貿易が盛んになる。大陸商人も国家管理の貿易を嫌い、荘園領主の保護のもとに自由な取引を歓迎して、博多から周辺の荘園へ（例えば安楽寺領博多荘や怡土荘、今津、管崎など）移っていった。また中央領主の進出は、九州の領主層を支配下におく方向へ向けられ、膝下荘園が中央荘園領主のもとへ合併、吸収されていった。観世音寺は最も古い大寺でありながら東大寺の支配下に入り、保安二年には末寺となって、寺領荘園は東大寺まで年貢米を運送している。管崎宮や香椎宮も石清水八幡宮に支配され、宗像社も皇室領（八条院）となった。比叡山延暦寺は大山寺や安楽寺を末寺にしようとして執拗な攻勢が展開された。こうした動きは、十一世紀から始められた地元の荘園領主間の勢力争いに敗れ、より強い権威に頼らざるを得なかったことも考えられるが、より大きな理由は、中央領主の目的が対外交通、貿易の要衝である北九州—とくに博多湾岸—に基地を設定することにあつたことは明らかで博多を中心とする地域に二十余荘も成立しているのはそうした事情を物語るものであろう。

この他の地域にも貿易を営んだ荘園として皇室領神崎荘（肥前国）、摂関家領島津荘（日向・大隅・薩摩）、小野宮家（藤原実資）領高田牧（不明—筑前国か）などが著名である。九州荘園に対する収取はその土地に対する年貢米、貢納物の外に、こうした貿易による交易品、高級舶来品の貢納を求めることが極めて大であったことも特質として挙げられよう。

さて、前述のように、荘園制下の水運は年貢輸送に集約されるから、九州荘園における水運も年貢の送進に焦点が絞られてくる。各荘園から畿内の荘園領主に送られる年貢は、輸送の距離と方法に規定される場合が多い。鎌倉時代までは東国の場合西国と比べて、水運が未発達のため年貢も軽量の現物が送られている。

西国では、就中、九州は水運の発達によって重量のある米が大量に畿内へ搬送することが行われた。九州からの米は鎮西米と称して、京都の人々から高く評価され、秋にその到着が待たれたのも、他地方からの運送が少なかったことや、瀬戸内海を利用する水運が如何に発達したかを想像させる一例である。

年貢運漕に従事したのは梶取とよばれ、有力な名主が当り、同じく荘内の農民や漁民から募った水手などの乗組員とともに、やがて專業化した。筑前怡土荘に見られる梶取是光はその代表例といえる。⁽¹⁾年貢を輸送する上での大きな障碍は遭難・海賊・内乱などであり、経済的対象とみなされて設置された関所は、恒常的な年貢輸送の妨げとなった。九州からのほとんどの舟が通過する関門海峡にあつた門司関は、中世においては門司氏の財源であつたといわれている。

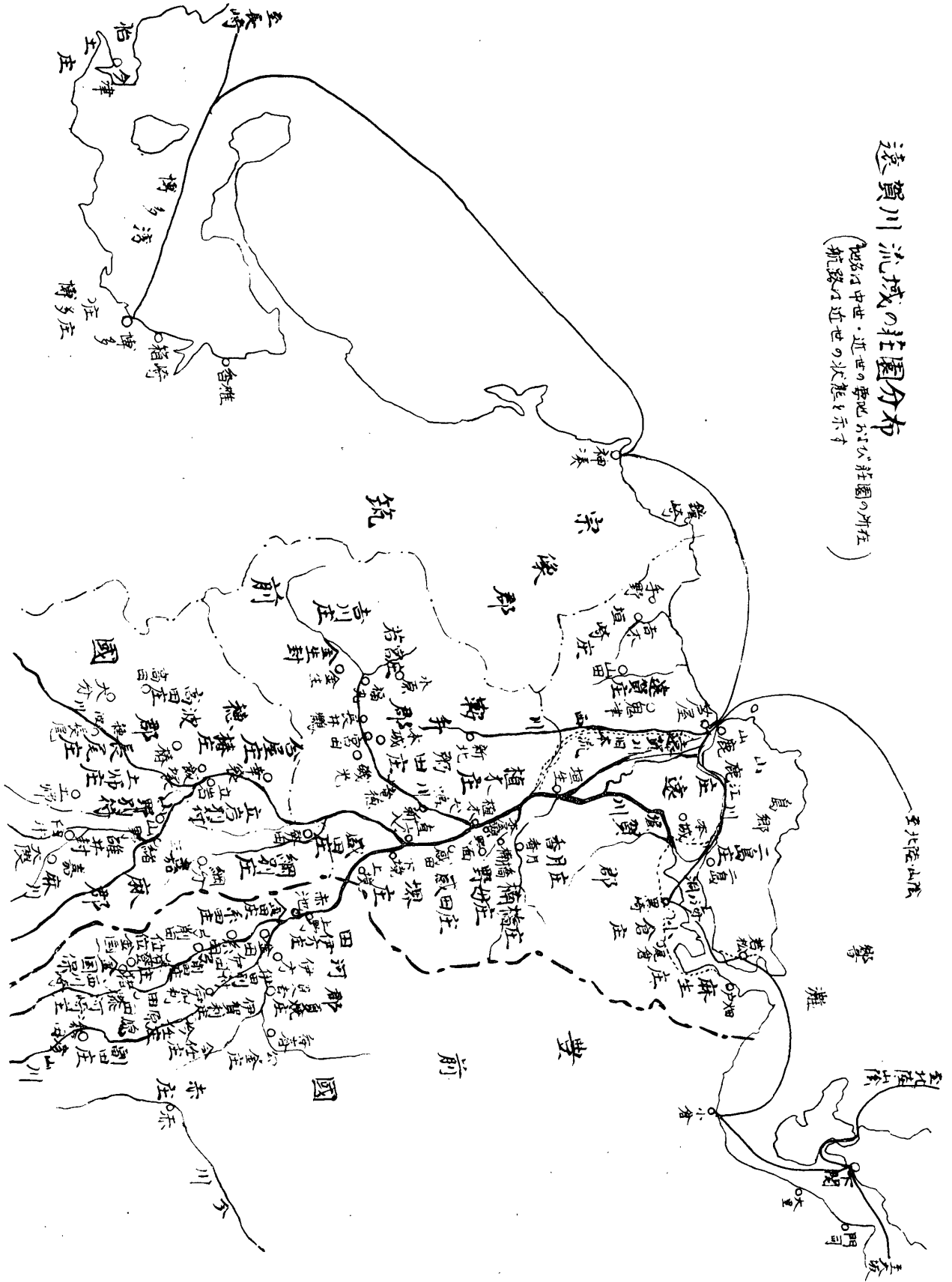
九州における荘園と港湾河川との関係を概観すれば、荘園分布図を⁽⁴⁾一見すると明らかのように、水運の便のある港湾周辺や河川流域に立地している。内陸にあるものはほとんど河川の舟運利用が可能であり、また陸上交通の便がきわめて良い地にある。最も利用され、発達した港は博多津であつて、近傍地方寺社、領主はここを利用した。九州荘園の港津としては、同じく博多津の倉敷を利用する肥前国神崎荘があり、法金剛院領の筑前怡土荘は今津を、摂関家領島津荘は薩摩国坊津を使用した。九州の河川も舟運利用の可能性が強い。史料的には遠賀川に代表されるが、その他の河川も直接史料は少いが舟運が利用された。舟運利用に伴って荘園の開発、設置も内陸部へ発展した。例えば、四名家領三瀨荘は筑後川を熊野社領高千穂荘は五ヶ瀬川を、三聖寺領大野荘は豊後の大野川を、人吉荘は球磨川を利用している。本論考では史料的に平安末期にさかのぼり、近代まで水運が利用された遠賀川流域を中心に、九州荘園と水運の実態を追求し中世経済史の中の位置をたしかめたいと考えている。

注

- (1) 森克己『日宋貿易の研究』、西岡虎之助『荘園史の研究』上巻
- (2) 新城常三『鎌倉時代の交通』
- (3) 九州荘園史料叢書「筑前国怡土荘史料」所収、大泉坊文書
- (4) 竹内理三『荘園分布図』（『荘園志料』付録）

遠賀川流域の荘園分布

(地名の中世・近世の帯域及び荘園の所在)
(航路の近世の状況を示す)



第二章 遠賀川流域の年貢輸送

第一節 遠賀川流域の地域的特質について

筑豊とよばれる北九州の平野部を南から北へ流れる遠賀川は、かつて石炭産業で繁榮し、洗炭によって黒茶色になって流れる水も炭坑の賑わいを測る尺度であった。しかし元来は川砂の美しい清流で豊かな水量を誇り、江戸時代は石炭を運ぶ川船で賑わい、さらに古くは平安時代以来、流域各地の荘園から運ばれる年貢米輸送に利用された。わが国で、最も早く稲作文化の伝播した地域もこの川の下流域であったことは古式の弥生式土器を出土する遺跡が多いことでも明らかである。

遠賀川の地理的景観を「福岡県の地理」から借用して述べよう。⁽¹⁾「北は響灘に面し、南に馬見・英彦山地、東に福智山地、西は三郡山地によって囲まれた筑前の東部と、豊前の西部からなる筑豊地方は、断続的な筑紫山地中に介在する遠賀流域の盆地である。馬見山地を源とする嘉麻川と、大根地山に発する穂波川は、ともに飯塚盆地を灌漑し、飯塚市新飯塚橋付近で合流し、これより下流は遠賀川と呼ばれ十四キロメートルにして直方市日ノ出橋に達する。また英彦山が水源の彦山川と戸谷山地から発する中元寺川は、それぞれ田川盆地の東部と西部を流れて赤池町で合流、これより七キロメートル下の日ノ出橋で本流に合する。直方より下流は水量もさらに豊かになり、植木では、若宮・宮田盆地から下る犬鳴川を合せ、遠賀平野を貫流し芦屋から響灘に注ぐ、嘉麻川上流から川口まで六十四キロメートル、下流部からこの川筋を見ると、直方を分岐点とする大きなY字形の谷となっているのははじめ、各支流の合流地でも多くY字谷を作っている」。この他に補ってみると、遠賀川は長さの割に数多くの支流を有していることが一つの特徴である。筑豊盆地は山地が多いのにかかわらず、遠賀川やその支流に開削され、多数の開析谷を成し、山地は浸蝕された丘陵であるために、きわめて開発がたやすく古くから開けた地域であったといえよう。

また、水運の条件として、流水量の豊富なことが考えられるが、遠賀川の場合、各支流を集めてきわめて豊かな水量を誇ったことも特色として挙げても良いだろう。近世、近代の舟運はこうした条件で行われ、かつ繁榮した。現状は舟運に適した条件は失って、川筋の古老の語る昔話の中に窺うのみである。

中世における遠賀川水運を知る直接史料は極めて少ない。しかし陸上よりも水上において発達した交通史の一般的な傾向から推測すれば、好適な条件をそなえた遠賀川に水運が発達していたことは、古代末期の状態からしてもほぼ誤りない事実であろう。

遠賀川の舟運を推測できる基準は近世のそれに置くことができる。中世から近世にかけて、この川の水運が飛躍的な発展をとげたとは考え難いから、近世の状態をもって、中世のそれへの類推の素材とできよう。

近世、遠賀川の舟運に活躍した船とよばれる川船運漕を業となすものは、「船場」と称する川船仲間によって結成された。⁽²⁾この船場の所在を見ると、本流の山鹿、芦屋、木屋瀬、植木、直方及び川島、鯉田、片島、幸袋、飯塚に在って、川船の所有台数も下流になる程多い。しかし支流にも船場の存在が見られる。犬鳴川、彦山川が支流の大きなもので、犬鳴の最も上流にあった船場は若宮で長井鶴、宮田、龍徳、新入、大隈の各地である。また彦山川には田川郡の上野、金田、伊田、添田、猪豚に所在した。これに比べて嘉麻、穂波川では飯塚周辺に集中し、長崎街道の宿駅であった関係から、近世的水運の展開が見られる。船場の分布から推測してかなりの上流域まで舟運が利用できたことがうかがえる。

次に、遠賀川舟運の航路をみてみよう。遠賀川流域の荘園の年貢輸送は、支流より本流へと遠賀川を下り、芦屋へ集結する経路をとったと推測される。直接に海路をとることには危険が伴うため、運河を利用するなどできる限り外海よりは内海を航行した。すなわち、芦屋町山鹿から洞海湾に抜ける江川は響灘の荒波を避けるには好適な水路として利用された。古く日本書紀(仲哀天皇八年正月条)には、天皇の筑紫行幸に際して、山鹿岬から崗浦に入ったが、一方、神功皇后は洞ノ海から崗津(遠賀川口)に入ったと言う。この一節に、「皇后別船自洞海入之、湖涸不得進、時熊罴更還之、自洞奉迎皇后、則見御船不進、惶懼之、忽作魚沼、鳥池悉聚魚鳥、皇后着是魚鳥之遊而忿心稍解、及潮満即泊干崗津」とあり、皇后が洞海湾より江川を通り遠賀川へ出たことが明らかである。しかも「御船不進」とあり、また「潮満即泊干崗津」とあれば、江川も満潮時はたやすく航行が出来たものであろう。江川の航行に関しては、降って文明十二年(一四八〇)、連歌師宗祇の紀行「筑紫道記」に、「かくして程もなく芦屋なりぬ。真砂高ふして山の如くなるに、松ただ群立ちて寺々あまた見え渡る。(中略)又の日弘詮の

侍かへして、舟にて山中の堀江を遙々とさし上るに、潮かれ頃にて、とかくたゆたい。日も暮れ行けば、月の光ばかりをしるべにて、菊の長浜などはさやかに見えず。」(傍点筆者、群書類従本による。)とあって、宗祇は芦屋から舟で山中の堀江すなわち江川を上って洞海へ抜けている。なお、潮の干満によって航行の可否が決っているが、この点、先の仲哀紀の記事と合致する。遠賀川が石炭輸送の川艦で活気にみちていた時、河口と洞海湾口の若松を結んだのもこの江川であった。⁽⁴⁾しかし、この時は遠賀川口よりの通路が利用するのみであった。何故ならば、古代以来、洞海に出る水路としての重要性を帯びていた江川も、吉田堀川の開通で交通上の地位は下落したからである。吉田堀川の開鑿は、黒田長政の筑前入国後、慶長十八年(一六一三)正月から始められ百年間の中断もあったが、宝暦十三年(一七六三)までかかって完成した。⁽⁵⁾これによって、遠賀川上・中流の運漕は江川を経由せずに行われることになったからである。芦屋の港津としての地位はその後が高かったが次第に若松が石炭積出しの港として発展していったのもこうした事情によるものである。

芦屋の港は、遠賀川を中心として成立した数多の荘園を背景として、その外港的地位をしめ、舟運の盛行により繁栄した。また一方では、門司関から博多間の中継基地である海港としても重要であった。原田種直が平家側に立ち源氏と一戦を交えたのも足利尊氏の九州下向に際して上陸したのもこの芦屋津であった。⁽⁶⁾平安時代において、芦屋の港としての繁栄ぶりが窺えるのは、「本朝無題詩」の詩によってである。⁽⁷⁾ 釈蓮禪は、「著芦屋津有感」と題して、問津上下客舟集と詠じ、ここに出入する船の多きを語り、さらに、芦屋津は岸を分けて東、南に民戸が多く、二荘を形成したという。東は山鹿荘であり、遠賀川の西岸は南北に芦屋の町が連なっており、荘園的性格を有したからであろうか。古来著名な芦屋釜もこうした経済的繁栄を基盤として興った産業である。⁽⁸⁾ 品質の点、意匠の面からもきわめて秀れた製品で天下の名品ともてはやされた。鞍手郡の堀田荘からも京上の土産として度々運ばれたことも知られている。⁽⁹⁾

中世において、遠賀川がどのような名称で呼ばれたかは明らかではない。平安末期の史料には、国津川とあり、遠賀川と比定してよいと思われるが、中世を通じてはつきりした名称では現われない。現在、嘉麻川と穂波川の合流地点―飯塚市

から、芦屋までが遠賀川と呼ばれ、多くの支流はそれぞれ別の呼称でよばれる。ここではかつて水運が発達していた遠賀川水系全体をふくめたすなわち支流もふくめた呼称として「遠賀川」と呼ぶことにする。流域に分布する荘園を地図上に示して、遠賀川流域荘園の水運に関して明らかにしていきたい。

注 (1) 『福岡県の地理』―ボタ山の遠賀川流域

(2) 野口喜久雄「江戸時代の遠賀川水運」(史淵九一輯)

(3) 『遠賀郡誌』上巻、七三ページ

(4) 『鞍手郡誌』一九二ページ、「筑前国統風土記」(『福岡県史資料』

続四)

(5) 「吾妻鏡」文治元年二月

(6) 「梅松論」

(7) 『群書類従』六輯、七二九ページ

(8) 豊田武「中世日本商業史」、『北・九州』所収拙稿「芦屋釜」

(9) 『高野山文書』五、二二―一号文書など

第二節、遠賀川流域の荘園

遠賀川流域には多くの荘園が成立をみた。(分布図参照) その中には、中央の権門寺社を領主と仰ぐものも少なくない。史料を残すものも多いが、年貢輸送に関する史料に恵まれたものを中心として述べたい。或いは残存史料が荘園の伝領関係に終るものも多い。例えば法華堂領植木荘などはそうした荘園の代表例である。ここでは領主別にその所領を分けて成立年代の古い荘園から順序に掲げる。

一、観世音寺領荘園

観世音寺の草創と寺領の成立

観世音寺は周知のように、天智天皇によって、その母育明天皇の菩提をとむらうため、そして白村江の敗戦での死者の冥福をいのるために建立された寺院で、現在も福岡県太宰府町にあり、草創以来の法燈をかかげている古刹である。観世音寺の草創から東大寺末寺になるまでの歴史はすでに竹内理三氏による研究があり、先学の論考も多い。⁽¹⁰⁾ 従ってこれらによって簡単にその間の経過を述べよう。観世音寺の造営開始が何時であったかは明らかではないが、続日本紀の記事に

見えるように、天智天皇の発願でなされたことはほぼ確実であろう。造営着工に
 関しては史料の所見はないが、一連の寺封施入がなされたことと造営の進行とが
 平行していたと考えられる。すなわち、朱鳥元年（六六六）、封二百戸の施入か
 ら始まり、大宝二年（七〇二）十月二十日筑前国上座郡蘭地四十九町、同三年十
 月二十日には、筑前国内の上座郡杷伎野、志麻郡加夜郷繩野林、遠賀郡山鹿東
 山、筑後国御井郡加駄野などの施入がなされた。和銅二年（七〇九）二月一日に
 は、造営を速かにすべく詔が出され、同年十月二十日には、筑後国内の三郡（三
 原・生葉・竹野）の壘田十六町が施入された。寺封の施入は和銅四年（七一
 一）十月二十五日にも行われ、筑前国那珂・嘉麻・穂波三郡内の水田十二町余であ
 る。その後、養老七年（七二三）僧満誓の造寺別当補任が見えるが、この前後に
 完成したものである。寺領の施入はそれ以降も続けられるが、造営のための施
 入はこの時期までであり、寺観の整備を推察することができる。⁽⁸⁾

観世音寺の建立とともに、寺領も成立した。観世音寺領は寺田、封戸及び荘
 園に分類される。寺家の直営地と考えられる寺田については、それが延喜五年
 （九〇五）段階で、熟田四拾町三段を有した。筑前国那珂、嘉麻、穂波、上座、
 御笠、筑後国三原、生葉、竹野、肥前国基肆、三根、神崎の各郡に散在してお
 り、更に大宰府の左右両郭内・早良郡の水田が漸次加えられたことを記すにとど
 め、観世音寺の重要な所領であった四封四荘について述べよう。

四封・四荘とは、碓井封・金生封・大石封・山北封と杷伎荘・黒嶋荘・船越荘
 ・山鹿荘を指す。封ないし封戸は「新抄格勅符抄」によれば、朱鳥元年に観世音
 寺に封二百戸が施され、筑前国に百戸、筑後国に百戸があった。それが延喜五年
 観世音寺資財帳の、

- 封戸 貳百畑
- 筑前国 壹百畑
- 嘉麻郡 五十畑、碓井郷
- 鞍手郡 五十畑 金成郷^(生)
- 筑後国 壹百畑
- 生葉郡 大石郷 五十畑
- 山北郷 五十畑

に当る。朱鳥元年の記事が寺領施入の初見であると同時に、ここに四封の原形を

見ることができ。これらの封戸は、律令制の崩壊とともに封主の直務地とな
 り、また本来、戸からの租税が施入されたものが次第に田地を含むようになり、
 ついには田地が重要視されて荘園化した。観世音寺領はこうした封戸の荘園化の
 典型的な例である。

碓井封は長和三年（一〇一四）二月十九日の碓井封公験案によれば、すでに封
 田百五十一町四段二八十二歩に上り、これら封田は公田と相博して円田化したも
 ので、封内に大宰府・国使の不入を請うて許されている。このことはすでに早く
 から荘園として発展したことを示すものである。金生封は長承元年（一一三三）
 の金生封作田注文により、田数が百三十町余に達し、その荘園化が明確であり、
 保元二年（一一五七）九月十四日の文書目録では、金生荘と荘号を称している。⁽⁴⁾
 しかし、完全に荘号を称さず、その後も金生封の封号は残っていた。大石封及
 び山北封については、保延三年（一一三七）三月の観世音寺封荘作田所当地子并
 段米惣勘文によって、大石封は見作田五十九町八段二百四十歩、山北封は同じく
 四十七町三段六十歩を有し、両封とも水田及び田地からの所当米が重要な収入と
 されて、荘園化していることを知る。

次に荘園についてみると、延喜五年の資財帳では三ヶ所の荘がある。

- 庄所章、合三処
- 筑前国貳処 長尾庄 有嘉麻郡
- 草葺屋参間 東屋 長三丈五尺、広一丈四尺
高八尺
- 西屋 長二丈五尺、広一丈四尺
高八尺 今全校
- 杷伎庄^(後) 有上座郡
- (中略)
- 筑後国壹處
- 生葉庄 有生葉郡、

と見え、荘がまだ本来の建物、倉庫の意味を残した記載がある。この他に蘭圃地
 章、山章が掲げられて、それぞれのちに荘園となる。杷伎野、加駄野、山鹿東山
 などで後の杷伎荘、加駄荘、山鹿荘である。ことに杷伎荘は永祿二年頃から寺家
 の支配下に入り、保延二年には見作田五十一町五段百八十歩を数えるに至った。
 観世音寺の荘園は延喜五年から以後も増加し、延喜十年には本田三十一町余の

肥前國中津荘(杵嶋郡)が大宰権帥在原友于により、また天慶三年四月には、笠門々子によって筑前国高田荘(穂波郡)が寄進された。高田荘は家地一院、林一町、治田十一町九段百歩から成る荘園である。また治安二年(一〇二二)筑前国上座郡黒嶋荘が立券された。十九町九段の一円地に近い荘園であったが、大治二年(一一二七)十四町一段、保延三年(一一三七)五町二段余と後退の一途をたどり、ついに消滅する。⁽⁶⁾その他に成立は不明だが、筑前国船越荘がある。二十七町八段余の見作田(保延三年)を有した。以上が草創から寺領確立までの観世音寺領の概観である。

東大寺の末寺となる。

荘園における年貢輸送を見る上で、観世音寺が東大寺の末寺になったことは、重要な意義をもつ事件である。すなわち、観世音寺が寺領から年貢を運上させたことは紛れもない事実であるが、いかなる方法で、またいかなる経路で同じ九州という地域内にあった観世音寺まで送られたかを知る史料は残されていない。ところが、東大寺の末寺となった段階では、本寺へ年貢を運漕したために荘園と水運の関係が明瞭となってきたのである。東大寺に多く史料が残された関係もあるが、荘園の存在価値がやはり年貢米の収取にあつたから、東大寺への運上という新しい動きの開始が観世音寺領荘園に与えた衝撃は大きかったと見なければならぬ。

観世音寺は造営の開始とともに、大きな経済的基盤を有して九州随一の大寺へ成長する。天平三年(七三一)三月に伎楽具が朝廷より施入され、観世音寺の落慶供養が窺われてより、天平宝字五年(七六一)には西海道諸国の戒壇となるなど高い地位を占めて、東大寺と並びその威容を誇るに至つた。寺領も増加し、大宰府の権威に外護されて発展していったが、康平七年(一〇六四)、初めて火災に見舞われその堂塔を焼失するに至る。この回祿では大宰府の保護下に、管内諸国の造営負担がなされて旧観を回復した。その後康治二年(一一四三)再び焼亡し、食堂、廻廊三十三間を失つた。この復興修理の計画は久安三年(一一四七)の損色注文の作製のみに終っており、ついに復興は成らなかつたが、この頃は、大宰府の威令もすで行われなくなり、管内諸国には荘園が濫立し、律令体制は崩壊に瀕していたから、観世音寺のように大宰府の外護にのみ依存しきつていた寺院はこうした大勢に抗しきれなかつたものと考えられる。同じく大宰府の保護のもとに発展した安楽寺(太宰府天満宮)はむしろ、この時期には大宰府に対抗

の姿勢さえ見せており、観世音寺領の侵略もあえて辞さなかつた。⁽⁷⁾観世音寺は当時すでに東大寺の末寺となつて、寺領荘園からの年貢を大半、本寺に収取されていたからその点でも独力で回復を行うことは不可能であつた。

観世音寺が東大寺の末寺となつた年代については明らかではない。すでに治暦年間(一〇六五-六八)頃から東大寺との関係が断続的ではあるが生じていた。康和二年(一一〇〇)に東大寺側の積極的な働きかけによって、末寺と称されるけれども、明確に末寺となつたのは、保安元年(一一二〇)のことであり、この年六月二十八日、観世音寺は寺領に関するすべての文書を案文にして本寺に進上した。これにより、観世音寺は寺領支配の権限も東大寺に委ねることになつたのである。

東大寺が観世音寺を末寺に組入れるに至つた理由は、地方寺院として上述のように数多くの寺領を所有したことにある。一方、観世音寺には東大寺の勢力をもつて、寺勢を再興する意識が働いていたと推測される。また寺領の地域的特質は前にも述べたように対外貿易の拠点となりえたことも東大寺の攻勢がなされた一因でもある。しかし結果的には観世音寺は東大寺の経済的対象と化してしまい、⁽⁸⁾観世音寺領の年貢は、寺家例用——観世音寺で使用する諸費用——を除き本寺へと輸送されることになつたのである。

遠賀川流域の観世音寺領

遠賀川流域に成立した観世音寺領は、上述の各地のうち、碓井封、金生封、山鹿荘、長尾荘、高田荘がある。しかし、長尾、高田に関しては史料の所見も少く、年貢米運上に関するものは見られない。

碓井、金生、山鹿の二封一荘が観世音寺領の中で占める位置は、前述の「観世音寺史」(竹内論文)に掲載された四封四荘に関する平安末期の資料によれば明らかである。すなわち、この二封一荘は他の封荘に比べて、定田から見納米に到るまでその数値は圧倒的に大きい。したがって、観世音寺領の中でも、金生を始めとする遠賀川流域の荘園はきわめて重要な地位を占めたと考えられよう。

1. 碓井封

碓井封の沿革

碓井封の初見は延喜五年の観世音寺資財帳の記載であり、筑前国嘉麻郡碓井郷の封戸五十畑が朱鳥元年の施入封戸に一致することは前述した。この資財帳によ

れば他に和銅四年(七一)十月廿五日の符により施入された寺田が見える。嘉麻郡に熟田が六町四段、墾田が四町八段八十六歩で、坪付けによれば、まだ、円田の形態をとっていなかった。長和三年(一〇一四)二月十九日の筑前国符案によれば、長保六年(一〇〇四)、碓井封田百六十一町四段二百八十二歩を相博して円田とし、府、国使の不入を申請して許され、長和三年、重ねて検田使の入勸が停止されている。この時に荘園として四至が定まったらしい。碓井の四至は「東限五里堺并大海、南限〇岡并小峯山際、西限八王子岳東際、北限北郷堺」とあって、封田の坪付は条里制の施行されたこの地の五・六・七・八(条)の三・四・五里にわたって存在する。この時点で封戸が荘園となったとみなされる。同じく延久四年(一〇七二)六月十一日の筑前国符案は、このように開墾が進み一層の増田をみた碓井封田がさらに勘出田としておよそ十七町百二十歩の収公を伝え、やがて寺の申請によって封田と公田の相博が許可されている。荘園整理令の出された延久元年(一〇六九)の筑前国嘉麻郡司解案によれば、嘉麻郡司が碓井封田の現作荒田を勘録し注進したことを記載し、百五十一町二百三歩について、見作荒田とその坪付を記している。すでに封戸から荘園に移行し、荘園整理令の対象となって取扱われている。ところが長和三年の田数と比べてほとんど変化が見られず、むしろ十町余りも減少しているのは、開墾が進んだという延久四年の史料と比して奇異に感じられるが、荘園整理令の対策としてこうした報告がなされたものかとも考えられる。実際には荘園的な発展をとげつつあり、四至内の開発にとどまらず近隣の荘園領主との対立抗争も行われた。とくに碓井の西に堺を接して安楽寺領の土師荘があり、観世音寺と安楽寺の対立が起った。これはむしろ安楽寺の他領侵略の面が強く窺われるのだが、永長二年(一〇九七)の大宰府政所牒案によれば、同年六月廿二日、安楽寺の所司にひきいられた神人数人が碓井封山口造寺村に入って、村内の芋桑直を徴収しようとした。これに対して観世音寺は山口造寺村が碓井封内であることこれを大宰府政所に訴えた事件である。翌日には安楽寺使の押取った人馬の注進がなされたが、すでに前年八月頃より安楽寺との間に争いが起っていた。この事件に端を発した観世音寺と安楽寺の相論は翌承徳二年まで続いた。⁽⁹⁾この間に安楽寺の反駁と山口造寺村乱入が行われた。安楽寺は封民を陵辱したこと無実を主張し、山口村は宮寺御領としてすでに年序を経たと称し、一方観世音寺は同村は封内である上、年久しい寺領である

と主張した。この事件の落着は明らかではなく、また山口村がいずれに帰属したかも証すべき史料を欠く。翌承徳二年(一〇九八)にも再びこれと似た事件が起っている。この相論の中で、観世音寺は封民について「当寺封是無止官封戸二百烟之内寺人也」と称して、古来の封戸の観念から封内農民を即寺人と見做す主張を行っているが、結局、安楽寺にとっては宮寺(天満宮安楽寺の意)領「碓井領」でしかなく、たとい碓井封の四至内であっても、現実に長年にわたって支配を続けてきたことを根拠に、「封」やその農民を「寺人」と称することも観世音寺の方便に過ぎないことを主張している。碓井封の封戸たる本質はもはや失なわれていたことを如実に物語るものであろう。

上述のように、延喜以来の沿革が見られる碓井封は、現在の福岡県嘉穂郡碓井町に比定できる。また前にあげた史料のなかにも明記されるが、明らかな条里制にのった土地の上に展開した。鏡山猛氏の手によって復原された碓井の条里を全体的に見ると、大体嘉麻川と千手川の合流点から、この二つの川に沿って封田がひらけていたことがわかる。もちろんこの封戸の拡がりも条里の上に則ったものであって、碓井封の全容は、既に述べた四至とこの条里とを一体化して初めて具体的に把握できる。

碓井封の地形的特色は、まずこの両河川が封の中心を流れて水利と舟運にすこぶる便利な土地であることがあげられる。封田の東方には「大海」と称する池があったが、現在も大きな窪地(湿地)として残っており、灌漑とともに舟運にも利用されたことも想像される。南方はゆるやかな山地をなしてその山裾は北の平野部に向ってのび、とくに、千手川と嘉麻川にはさまれた碓井の中心に南北の丘陵地帯を形成、洪水を避けることの出来るこの丘陵が現在の白井の集落地であり、また古来の封民の住居地でもあった。こうした地形を背景に荘園経営がなされた川舟の運行が行われたのである。

近世において、この地は秋月藩領となったが、年貢米を納める藩の倉が碓井町上白井の八反田にあったという。⁽¹⁰⁾この倉から黒崎(北九州市八幡区)と豊前大里(北九州市門司区)の秋月藩倉屋敷へ運搬された。もちろん川舟による運送であった。八反田は嘉麻川に沿う現在の同町西郷付近であると思われる。荘園の時代における年貢米輸送については、その舟運の具体的様相を徴すべき史料は見られないが、近世のそれから類推して、碓井封の舟運も大体似たものと考えてよい。

ろう。

碓井封の年貢輸送

保安元年(一一二二)、観世音寺が完全に東大寺の末寺と化するに及んで、年貢輸送の主体は東大寺への年貢輸送となった。しかも、畿内の大寺社領主―東大寺へ年貢が送られることによって始めて碓井封からの年貢運漕の実態が知られるようになるのである。これ以前、観世音寺へ何がどの位、そしてどのような方法で運上されたかは全く不明である。封内に山口造寺村などが存在したということから、造営に関する木材なども運搬されたに違いない。こうした物資がともも穂波郡を経て米の山峠をこえる官道(田河道)を通過したとは考えられないから、やはり千手川か嘉麻川を下したと考えるのである。

碓井封の年貢運送の關係史料は大治五年(一一三〇)十一月が初見である。以後、年貢運送の実態は断片的で不明な時期が多いが、暦応四年(一一三四)五月まで史料の所見がある。

碓井封の年貢高がどの位あったかを示す史料はない。大治四年七月の観世音寺封荘惣勘文は、これを算出するのに適當であるが、この文書は首部を欠いて、定田三百七十二町七段二百八十歩、所当米二千四十石七斗三合、運上米千五百八石二升五合等と記載している。本文中に「碓井御封分」、「金生御封分」とその封名があるが、これからこの文書が二封分のものであるとは断定し難い。何故ならば、この定田数から、金生封の大治四年の定田数百二十四町七段大を差引いても、碓井封定田数は二百五十八町四十歩となつて、碓井封田の定田として考えるにはなお過大であるからである。やはり大治四年七月の惣勘文は四封四荘のものと考えた方が妥當である。而して「筑前国観世音寺史」に作成された表によつて碓井封と山鹿荘の合計定田数として逆算される。これによれば、両者の合計惣田数は百七十七町二百二十歩となり、同様の計算で碓井封と山鹿荘を合わせた見納米は七百五十五石四斗七合となる。これが厳密なものではなく推定的な数値であるという条件を考えながら、碓井封の年貢輸送の参考としたい。

さて碓井封の年貢米輸送は大治五年(一一三〇)十一月五日が初見であるが、平安末、東大寺末寺となつてからの、観世音寺領荘園の年貢送文は大体において同じ形式なのでこれを掲げると左のようになる。

観世音寺

(東大寺)
注進本寺御年貢米運上勘文事

合貳百拾陸解玖斗

正米百五十石

雑用六十六石九斗

十石五斗

三斗

三斗

七石八斗

廿七石

六石

一石五斗

七石五斗

一石

五石

凡絹四十五疋

水手功物料

右件御年貢米、碓井御封進漕者、附梶取時安運上、如件、
大治五年十一月五日 権都那法師(花押)

都維那從儀師

権寺主大法師(花押)

寺主從儀師(花押)

権上座威儀師(〃)

上座威儀師(〃)

檢校大威儀師(〃)

雑用は総運賃であり、その中で本質的なものは船賃料と本賃料であろう。船祭料、奴祭料は海路での平穩を祈つた、いわば交通安全祈願の費用であつて、自然的障害の多かった当時の海上交通の実情が察せられよう。梶取功食料、水手功食料、水手功食料は船の乗組員のための費用である。欠料は運送中に減ずると思われる損失料にあてられるべく用意された。次に平駄賃料とはヒラタ船の賃料であり、

このヒラタすなわち船は、船底の水平な吃水の浅い細長い船で、河川の運漕に用いられた。これは遠賀川流域の観世音寺領にのみ見られるものではなく、河川を有せず海岸に面した船越荘の年貢運上にも、また東大寺領伊豫封にも見られる。国津川下賃料は現在の遠賀川下りの運送賃かと解される。これが遠賀川の舟賃とする根拠は、第一にこの国津川下賃料は遠賀川流域の観世音寺領に特有であること。第二に下り賃料であるからに河川を下航する時の舟賃であり、河川を下る場合は遠賀川の他にはないこと。第三に賃料の中でもとくに平駄賃料であつて川船の賃料であることなどによつてこのように考へた。兵士糧料は、梶取、水手などとともに同乗した兵士に付せられるものであり、兵士は警備の役に當つたと考へる。

以上のような内容を含んでいた雑用は運上高二百六十六石九斗の中で六十六石九斗を占め、実際に東大寺には百五十石が納入された。雑用は正米高百五十石の四十四・六パーセントを占めた。この時の本寺東大寺へは梶取時安が責任者となり、一般の船員である水手九人を伴つて、大治五年十一月五日から天承元年三月十九日まで、百三十二日もの日数を要して年貢を運上した。

観世音寺領の運上勘文はこの運上から三十年後の永暦元年(一一六〇)三月筑前碓井封年貢送文として残る。平安時代の碓井からの送文は前出の史料と加えてこの二点である。この年は七十三石三斗七升のうち寺家納入分五十石、雑用二十石三斗七升で、運賃も前に同じく四割五分を占める。水手三人であるから運漕高は一人につき約十六・六石であつた。先の大治五年の運上も同じ比率であるから通常二十四石に一人宛水手が乗船したのであるか、梶取は末貞なる人物で、送文の署名は権都那從儀師であつた。

やや前後するが、年貢上納に対する東大寺からの切符として、碓井封のものが三通ある。遠賀川流域のものは碓井だけに残存している。天承二年(一一三二)四月廿八日付が二通あつて年貢運送者である綱丁、梶取に下した切符に下行すべき石数が四十石と明示される。これを一つは上司出納、一つは下司出納の荘園管理者に對し、綱丁梶取が示したと考へられている。同年の四月廿一日の切符は、上座の使が荘園に下向して、綱丁、梶取に運上の年貢米を受け取らせたと解釈さ

れる。そしてこの切符から、年貢の運上に梶取のみならず綱丁も加わつていたことがわかる。碓井に関する史料は数少く長承元(一一三二)年十二月に早米三十石が見納分として受け取られたことを知るのみである。

これより以後、降つて建武四年(一一三七)に、碓井荘の年貢米が近年運漕がなくなつたという寺家の歎きを伝えている。平安末期から殆んど空白に近い鎌倉期をこえて、南北朝時代の碓井封の年貢運上の状況を知らず、その寸断の様相が察せられよう。暦應四年(一一三四)五月廿四日の碓井封梶取乙王丸起請文は碓井封の年貢米運上の実状を示すものとして挙げられるが、暦應四年の碓井封年貢米を便船二隻にして運上のところ、先に発つた船は舞州で海賊にあり、樺島沖で合戦の最中大雨が降つて米五十余俵を濡らした。淀津で売却したが俵別に百三十文から百十五文で合計六貫七百六文が売却損となつた。後日に運送の船は州江で風のために年貢米三十石のうちに湿米、売減および捨米が出来てしまつた。これら起請し、湿米のことは淀の問丸孫太郎に起請文を以て尋ね、また捨米のことは二島(二島荘カ)の米が類船にて運上されており、その船の梶取勢五入道が事情を承知している旨を上申したものである。碓井封の年貢運上その他の史料はこれを境として、管見の限りでは検出されない。

この史料は淀の問丸とそこの年貢米売買についての史料として、すでに先学の注目されたところである。これについては後述することにして、ここでは碓井の年貢運上に限つて述べる。梶取乙王丸によつて二度に分けて運上された年貢米は、最初の五十余俵が一俵百三十文の最高額で売れたとして、錢七貫以上と合算する。実際は六貫七百六文であつたが、錢一貫で米一石という当時の公定価格と合算すると六石ないし七石余となる。後日の運上は三十石だから、この七石余と合わせて予定見納高は約四十石位であつたと推定される。しかし、一俵は当時でも三斗は入つたから、もともと十五石はあつたらしい。濡れたために一俵百三十文を最高値として売つたのではないかと考へられるから、この年の年貢高は四十ないし四十五石以上は送り出され、結局、湿米その他で二十六石と錢六貫七百六文が寺家納入分となつた。これが暦應三年分の年貢か否かは明らかではないが、この年に年貢運上が行われたという基本的な事実を認められよう。この暦應四年以後、碓井封がどのような展開をしたかは明確ではない。

(注)

- (1) 竹内理三「筑前国観世音寺史」(南都仏教2号)
- (2) 『統日本紀』四、元明天皇和銅二年戊子朔、
- (3) 鏡山猛「大宰府の遺跡と条坊」(史淵一七輯)、観世音寺は大宰府の政庁から東方二町の所に、方三町の広さで、すなわち大宰府条坊の中では左郭の三条から、四条にかけておよび五坊から七坊までの位置に建立された。
- (4) 『東大寺文書』五、所収
- (5) 竹内理三『平安遺文』五卷
- (6) 『国史大辞典』卷二、黒嶋荘の項参照(拙稿)
- (7) 拙稿「安楽寺領の研究」(史創9号)、「大宰府安楽寺の寺官機構について」(宇部高専研究報告6号)、『大宰府天満宮』(学生社刊)にも詳述した。
- (8) 竹内理三『寺領荘園の研究』一一三ページ
- (9) 『東大寺文書』七、一二六ページ
- (10) 註(7)の諸論考および片山直義「安楽寺領の研究」(福岡学芸大学紀要)、小田富士雄「筑前安楽寺史」(九州史学12号)
- (11) 『平安遺文』四、
- (12) 『平安遺文』四、一三九五、一三九六号文書、『福岡県史』一卷上、三五八ページに詳述している。
- (13) 鏡山猛「筑前確井封条里復原考」(九州史学6号)
- (14) 現在の福岡県嘉穂郡確井町上、下臼井の集落に当り、この合地には封の鎮守神であった日吉神社が鎮座し、また実地踏査では中国宋代の青・白磁や中世の土器片を多数採集できた。かつての荘司・確井氏への後裔確井家も現在なおこの地に屋敷を構えている。
- (15) 『嘉穂郡誌』三〇五、四〇三ページ、現在この遺蹟は不明である。
- (16) 『平安遺文』五、一八四四、
- (17) 『福岡県史』一卷上、四九四ページでは、この文書を確井封と金生封の定田数を記載したものと解している。
- (18) 『平安遺文』五、一九一七、筑前国金生封作田注文による。

- (19) 竹内理三「筑前国観世音寺史」に作成された表(八十三ページ)には計算の誤りがある。山鹿庄と確井封の定田の合計が五十五町二反二百二十歩では四封四庄の合計と一致しない。従って百七十余町の定田に対する七百六十余石の見納米は五十余町の場合より不安が解消されるのではあるまいか、なお付言すれば見納米の項でも計算違いがあった。
- (20) 『東大寺文書』五、三九一、
- (21) 梶取の功物料が支払われていないのは、別途支払になっているからであり、注目すべきであると思われる。
- (22) 西岡虎之助『荘園史の研究』上、二七二ページに説明が見られるが、つい近年まで遠賀川では石炭輸送に利用されていた川船である。五平太船とも呼ばれ各地にあった。
- (23) 『平安遺文』七、二七六〇、筑前船越荘年貢送進状、
- (24) 『平安遺文』四、一六一六、長治元年六月十九日、伊予国東大寺封米結解、
- (25) 永暦元年三月の確井封年貢送文では、国津川下平駄となっている。国津はもちろん律令制下の各国におかれた港であるが、もし国津川が遠賀川とすれば、芦屋の港が国津に指定されていたかも知れないという推測ができる。筑前国の場合、博多津があったが、外国関係の港であるから別に芦屋津などを国津として指定したのであろうか。国津については、高重進「律令制的港灣の機能について」(岡山史学)の論考がある。
- (26) 運上高という語は文書には見えないが、年貢高と同義である。しかし一年分の年貢高ではないため便宜上このように呼びたい。運上高は正米と雑用を加えたものである。
- (27) 以後、運賃の計算は正米分の雑用とする。
- (28) この文書の端裏書に「確井解文天承元年三月十九日到来」とあり、これから年貢運上の日付を差引いた。しかし、解文の到来の方が遅いとも考えられる。
- (29) 西岡氏は『荘園史の研究』上、二六七～二七二ページの中で、観世音寺領の年貢は観世音寺へ送られたとされるが、保安元年、観世音寺が東大寺の末寺となつてからは、本寺東大寺へ年貢が運送されたと解すべき

であらう。

- (30) 『東大寺文書』五、四〇三、
 (31) 『中村直勝蒐集古文書』四、五号、
 (32) 西岡氏の解釈による。前掲書二七三ページ、
 (33) 『太宰府史料』中世篇六の一〇一〇ページ所収文書、
 (34) 『中村直勝蒐集古文書』所収、『旧嘉麻穂波関係史料』にも引用する。
 (35) 舞州、樺島ともに不明、おそらく瀬戸内海と思われるが、新城常三氏
 によれば樺島は、北九州の響灘沖の藍島か（『北九州』の、同氏担当「
 年貢輸送」の項）とされる。とすれば舞州はあるいは豊州かも知れな
 い。

付記 本論考を書くに当っては、田中雅章氏（福岡県直方市在住、
 九州大学国史学科卒）に実地調査の同行、および史料を提供して頂
 いた。記して謝意を表したい。

（昭和四十九年十二月一日受理）